高水地区まちづくり推進協議会規約

（名称）
第1条　本会は、「高水地区まちづくり推進協議会」と称し、事務局を市民センターに置く。

（目的）
第2条　本会は、高水地区住民が強い連帯意識のもとに、心豊かな住みよいまちの実現に向けて話し合い、共通な目標を揚げ、各種団体等の組織活動の調整と促進を図ることを目的とする。

（構成）
第3条　本会の構成は、次のとおりとする。
（1）高水小学校区内の住民
（2）本会の目的に賛同する地区内の各種団体

（事業）
第4条　本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を諸団体、組織と協働して行う。
（1）心豊かな住みよいまちづくりと教育、文化、体育、福祉、生活環境等に関する地区内諸活動の調整、促進に関すること。
（2）地域におけるコミュニティづくりに必要な調査研究・広報、相談、指導及び助言等に関すること。
（3）その他、本会の目的達成に必要な事業。

（組織）
第5条　本会の事業を促進するため、次の事業部を設置し、必要に応じ他の事業部を置くことができる。（安心安全部）（健康福祉部）（生涯学習部）

（役員）
第6条　本会に、次の役員を置く。
（1）会長　1名、副会長　2名、事務局長　1名、会計　1名、監事　2名
安心安全部・健康福祉部・生涯学習部　部長 ・ 副部長　各1名
（2）本会に顧問を置くことができる。

（役員の選出）
第7条　本会の役員は、次により選出する。
（1）会長、副会長及び監事は、総会において選出する。
（2）事務局長、会計及び顧問は、会長が委嘱する。
（3）事業部長及び副事業部長は、会長が選任し、総会において承認を得る。

（役員の任期）
第8条　役員の任期は1年とし、再任を妨げない。補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。
（1）会長は協議会を代表し、会務を統括する。
（2）副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、副会長が職務を代行する。
（3）事務局長は、協議会の事務を統括する。
（4）会計は、協議会の会計業務を統括する。
（5）監事は、協議会の事業及び会計の監査を行う。
（6）事業部長は、事業部を代表し、業務を統括する。
（7）副事業部長は事業部長を補佐し、事業部長事故あるときは、職務を代行する。
（8）顧問は、会長の求めに応じ指導助言及び協力を行う。

（会議）
第10条 会議は総会、役員会及び事業部会とし、総会、役員会は会長が、事業部会は部長が招集する。
2 各会議の議長は、総会にあっては副会長、事業部会にあっては部長とする。
3 総会は、役員、自治会長及び各種団体等の代表者をもって構成する。
4 総会は、構成員の過半数（委任状を含む。）の出席で成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
5 役員会は、第6条第1項の役員をもって構成する。（別添「組織図」による）
6 事業部会は、事業部会の部員をもって構成する。部員は各部会に所属する各種団体及び自治会から選出する。（別添「組織図」による）
7 会長は、必要に応じて会議を開くことができる。

（総会）
第11条 総会は、次に掲げる事項を審議し決定する。
（1）規約の制定及び改廃に関する事項。
（2）役員等の選出に関する事項。
（3）事業計画及び予算並びに事業報告及び決算に関する事項。

（役員会）
第12条 役員会は、次に掲げる事項を審議し決定する。
（1）総会に提出すべき事項。
（2）本会の事業運営に関する事項。
（3）総会の議決で委任された事項。
（4）その他、会長において必要と認める事項。

（事業部会）
第13条 事業部会は本会の事業を推進するため、次に掲げる事項を行う。
（1）安心安全部
青少年の健全育成、防災・防犯・防火活動、交通安全及び生活環境に関する事項。
（2）健康福祉部
高齢者、障害者、児童福祉、地域福祉、保健衛生活動の促進、健康づくり、子育て支援に関する事項。
（3）生涯学習部
地域住民の文化、スポーツ活動の振興、伝統文化の伝承及び生涯学習の推進、市民

センターまつりへの協力支援、学校運営協議会との連携した行事等への支援に関する事項。

（会計）
第14条　本会の会計は、会費、補助金、助成金、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。会費は、年間一世帯あたり100円とする。
2　本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（規約の改正）
第15条　本会の規約の改正は、総会で行う。

附　則
この規約は、平成27年5月27日から施行する。
平成30年6月5日　一部改正（名称変更）
令和4年5月26日第8条の任期は、「2年」を「1年」に改める。
令和5年6月5日　一部改正（会費）